

資料編

男女共同参画の推進に関する年表

	世界	日本	山梨県	都留市
1945年度 (昭20)		・衆議院議員選挙法 改正公布(婦人参 政権実現)		
1946年度 (昭21)	・国連経済社会理事 会に婦人の地位委 員会設置	・日本国憲法公布		
1948年度 (昭23)	・世界人権宣言採択			
1967年度 (昭42)	・女子に対する差別 撤廃宣言採択			
1975年度 (昭50)	・国際婦人年世界会 議開催(メキシコ) ・世界行動計画採択 ・国連婦人の十年宣 言(1976~85)	・総理府に婦人問題 企画推進本部設置 ・総理府婦人問題担 当室設置		
1977年度 (昭52)		・国内行動計画策定		
1979年度 (昭54)	・女子に対するあら ゆる形態の差別の 撤廃に関する条約 を採択(日本含)		・婦人問題に関する 意識と実態の調査 実施	
1980年度 (昭55)	・国連婦人の十年中 間年世界会議開催 (コペンハーゲン)	・女子に対するあら ゆる形態の差別の 撤廃に関する条約 に署名	・青少年婦人対策課 を設置	
1981年度 (昭56)	・男女労働者特に家 族的責任を有する 労働者の機会均等 及び均等待遇に関 する条約採択(ILO 総会)	・民法及び家事審判 法の一部改正(配 偶者の相続分 1/3 →1/2)	・山梨県婦人行動計 画策定 ・山梨県女性関係行 政推進会議設置	
1984年度 (昭59)			・総合婦人会館開館	・都留市婦人団体連 絡協議会設立
1985年度 (昭60)	・国連婦人の十年世 界会議開催(ナイ ロビ) ・婦人の地位向上の ためのナイロビ将 来戦略採択	・国籍法改正 ・男女雇用機会均等 法公布 ・女子に対するあら ゆる形態の差別の 撤廃に関する条例 批准	・青少年婦人対策課 を青少年婦人課と 改称	

	世界	日本	山梨県	都留市
1987年度 (昭62)		・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定		
1989年度 (平元)			・婦人問題に関する意識と実態の調査実施	・都留市立宝保育所に初の女性所長起用
1990年度 (平2)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連経済社会理事会)		・富士女性センター(現びゅあ富士)開館	・市立文化会館に初の女性館長起用
1991年度 (平3)		・西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)策定 ・育児休業法公布	・やまなし女性いきいきプラン策定 ・やまなし女性いきいきプラン推進懇話会設置	・女性のための講演会「いつも何かにときめいていよう」女優 藤田弓子氏
1992年度 (平4)		・初の婦人問題担当大臣を設置	・青少年婦人課を青少年女性課と改称 ・青少年女性課内に女性政策室を設置	・女性のための講演会「明日は今日より素晴らしい」エッセイスト 山内美郷氏
1993年度 (平5)	・国連世界人権会議開催(ウィーン)	・中学校での家庭科の男女必修実施 ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)施行	・やまなし女性人材バンク設置 ・女性いきいきアドバイザー制度新設 ・地域女性活動推進懇話会設置	・女性のための講演会「外国人から見た日本人」アントン・ウィッキー氏 ・女性問題に関する意識と実態調査実施
1994年度 (平6)	・「開発と女性」に関するアジア・太平洋大臣会議開催(ジャカルタ) ・国際人口・開発会議開催(カイロ)	・総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置 ・高等学校での家庭科男女必修実施		・男女共生をめざす講演会「自分らしく生きる一秒の重さ」石川牧子氏 ・都留市女性問題懇話会設置 ・都留市女性関係行政推進会議設置 ・市民課に初の女性課長起用
1995年度 (平7)	・第4回世界女性会議開催(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	・ILO156号条約(家族的責任条約)批准 ・育児休業法の改正(介護休業制度の法制化)		・男女共生をめざす講演会「時代を生きる女学」神津カナ子氏 ・都留市女性プラン策定

	世界	日本	山梨県	都留市
1996年度 (平8)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 男女共同参画2000年プラン策定 	<ul style="list-style-type: none"> 峡南女性センター（現ぴゅあ峡南）開館 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回女性プラン推進フェスティバル開催 都留市女性プラン推進委員会設置 都留市女性プラン策定
1997年度 (平9)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会設置（法律） 男女雇用機会均等法改正 介護保険法公布 		<ul style="list-style-type: none"> 第2回女性プラン推進フェスティバル開催
1998年度 (平10)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」答申 	<ul style="list-style-type: none"> やまなしヒューマンプラン21策定 山梨県男女共同参画推進本部設置 やまなしヒューマンプラン21推進懇話会設置 	<ul style="list-style-type: none"> 第3回女性プラン推進フェスティバル開催
1999年度 (平11)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画基本法公布、施行 男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 		<ul style="list-style-type: none"> 第4回女性プラン推進フェスティバル開催 都留市男女共同参画推進委員会設置 都留市男女共同参画基本条例制定
2000年度 (平12)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会女性2000年会議開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方針について」と男女共同参画基本計画に当たっての基本的な考え方－21世紀の最重要課題－」答申 男女共同参画基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する県民意識・実態調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画都市を宣言 都留市男女共同参画基本条例制定記念講演会
2001年度 (平13)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議設置 内閣府に男女共同参画局設置 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行（DV法） 		<ul style="list-style-type: none"> 都留市女性能力開発講座（シャインアップセミナー）実施 第5回男女共同参画推進フェスティバル開催

	世界	日本	山梨県	都留市
2002年度 (平14)			・山梨県男女共同参画計画策定	・第6回男女共同参画推進フェスティバル開催
2003年度 (平15)				・第7回男女共同参画推進フェスティバル開催
2004年度 (平16)				・男女共同参画に関する市民意識調査実施 ・第8回男女共同参画推進フェスティバル開催
2005年度 (平17)		・男女共同参画基本計画(第2次)策定	・男女共同参画に関する県民意識・実態調査実施 ・山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定	・第9回男女共同参画推進フェスティバル開催 ・都留市男女共同参画推進計画～つるハートフルプラン～策定
2006年度 (平18)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催	・男女雇用機会均等法改正	・第2次山梨県男女共同参画計画策定	・第10回男女共同参画推進フェスティバル開催
2007年度 (平19)		・DV法改正 ・DV基本方針改定	・やまなし女性の知恵委員会設置	・第11回男女共同参画推進フェスティバル開催
2008年度 (平20)			・第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定	・第12回男女共同参画推進フェスティバル開催
2009年度 (平21)			・男女共同参画推進センターに指定管理制度を導入	・男女共同参画に関する事業所アンケート実施 ・第13回男女共同参画推進フェスティバル開催
2010年度 (平22)	・ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(H23.1発足予定)(略称 UN Women)の最高責任者に初代前チリ大統領のミシェル・バチエレ氏決定	・改正育児・介護休業法施行 ・男女共同参画審議会「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・第3次男女共同参画基本計画策定	・男女共同参画に関する県民意識・実態調査実施	・第14回都留市男女共同参画推進フェスティバル(都留市男女共同参画都市宣言10周年記念シンポジウム)開催

	世界	日本	山梨県	都留市
2011年度 (平 23)	<ul style="list-style-type: none"> ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略称 UN Women)発足 		<ul style="list-style-type: none"> 第 3 次山梨県男女共同参画計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 第 15 回都留市男女共同参画推進フェスティバル開催
2012年度 (平 24)	<ul style="list-style-type: none"> 「日本再生のための政策 OECD の提言」を公表(日本の将来にとって最も重要な分野の 1 つに男女格差の是正を挙げる) 	<ul style="list-style-type: none"> DV 基本方針一部改正 第 1 回「カエルの星」を認定 女子大生を対象とした「働こう! なでしこ学生サミット」を開催 男女共同参画局 Facebook ページ開設 	<ul style="list-style-type: none"> 企業における男女共同参画実践活動支援事業開始 地域における男女共同参画支援事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> 第 16 回都留市男女共同参画推進フェスティバル開催
2013年度 (平 25)	<ul style="list-style-type: none"> 第 58 回国連婦人の地位委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力防止法改正 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針作成 	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画策定 	
2014年度 (平 26)		<ul style="list-style-type: none"> すべての女性が輝く社会づくり本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> やまなし企業子宝率調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第 17 回都留市男女共同参画推進フェスティバル・ぴゅあ富士シンポジウム開催
2015年度 (平 27)	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 回国連防災会議が仙台市で開催される(防災における女性のリーダーシップの発揮について議論) APEC 女性と経済フォーラム 2015 開催 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)の採択 第 60 回国連女性の地位委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍加速のための重点方針 2015 の決定 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)施行 第 4 次男女共同参画基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県結婚・出産・子育て等に関する県民アンケート調査実施 輝く女性応援会議 in 山梨開催 	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 期都留市男女共同参画推進計画策定のための市民意識調査実施 第 3 期都留市男女共同参画推進計画策定 第 18 回都留市男女共同参画推進フェスティバル開催
2016年度 (平 28)	<ul style="list-style-type: none"> G7 伊勢志摩サミット開催(女性の活躍推進を発信) APEC 女性と経済フォーラム 2016 開催 第 61 回国連女性の地位委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍加速のための重点方針 2016 の決定 女性活躍推進法「見える化」サイトの開設 	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 次山梨県男女共同参画計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 第 19 回都留市男女共同参画推進フェスティバル開催

	世界	日本	山梨県	都留市
2017年度 (平 29)	<ul style="list-style-type: none"> ・G7 タオルミーナ・サミット開催 (ジェンダー主流化に向けた協議) ・APEC 女性と経済フォーラム 2017 開催 ・G7 男女共同参画担当大臣会合 ・第 62 回国連女性の地位委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍加速のための重点方針 2017 の決定 		<ul style="list-style-type: none"> ・第 20 回都留市男女共同参画推進フェスティバル開催
2018年度 (平 30)	<ul style="list-style-type: none"> ・APEC 女性と経済フォーラム 2018 開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍加速のための重点方針 2018 及びセクシュアルハラスメントの対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の決定 		<ul style="list-style-type: none"> ・第 21 回都留市男女共同参画推進フェスティバル開催
2019年度 (令元)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本が議長国となり G20 開催 Women20 (W20) と国際女性会議 WAW! 同時開催 ・APEC 女性と経済フォーラム 2019 開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍加速のための重点方針 2019 の決定 ・女性活躍推進法の一部改正(一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化等を改正) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画策定 ・やまなし女性の活躍推進ネットワーク会議設置 ・「山梨えるみんな」認定企業制度の創設 	
2020年度 (令 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連 新型コロナウイルス感染症の女性への影響に関する報告書を発表 ・APEC 女性と経済フォーラム 2020 開催 ・第 65 回国連女性の地位委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を取りまとめ ・女性活躍加速のための重点方針 2020 の決定 ・第 5 次男女共同参画基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関するアンケート調査実施 	
2021年度 (令 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・G20 女性活躍担当大臣会合の開催 ・APEC 女性と経済フォーラム 2021 開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021 の決定 		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する市民意識調査実施 ・働きやすい職場づくりに関するアンケート調査実施

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行

われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合

的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下 略)

都留市男女共同参画基本条例

(平成 12 年 3 月 2 日 条例第 6 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の基本理念(以下「基本理念」という。)を明確にし、その実現に向けて、都留市(以下「市」という。)、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策に必要な事項を定め、もって男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例で、「事業者等」とは、営利法人、営利を目的とした個人、公益法人、NPO 及び自治会等をいう。

(基本理念)

第 3 条 基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調

(市の責務)

第 4 条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画について、市民、事業者等の理解が深まるよう、必要な普及啓発を行うものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 市民は、市の行う男女共同参画社会の実現に向けた施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第 6 条 事業者等は、その事業活動に関し、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 事業者等は、市の行う男女共同参画社会の実現に向けた施策に協力するよう努めなければならない。

(都留市男女共同参画推進計画)

第 7 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るため、都留市男女共同参画推進計画を策定し、総合的かつ計画的にこれを推進するものとする。

(調査研究及び公表)

第 8 条 市は、男女共同参画推進のための施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査研究に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の理解を深めるため、前項による調査研究の成果を広く公表するものとする。

(他の地方自治体等及び民間の団体との協力)

第 9 条 市は、男女共同参画を推進するため他の地方自治体及び民間団体との連携に努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止等)

第 10 条 何人も職場、家庭、学校、地域社会等において、性別を理由とする差別的な取り扱いをしてはならない。

2 何人も職場、家庭、学校、地域社会等において、性的行為の強要又は性的な言動による生活環境の侵害(セクシュアルハラスメント)及び夫や恋人等親しい関係の男性から女性に向けられる暴力(ドメスティック・バイオレンス)をしてはならない。

3 市は、セクシュアルハラスメント及びドメスティック・バイオレンスは人権侵害であるとの認識にたち、その防止のための啓発に努めなければならない。

(男女共同参画の促進)

第 11 条 市は、事業者等に対して、女性の参画状況について報告を求め、公表するとともに必要に応じ事業者に対し働きかけを行うものとする。

2 市は、事業者等に対して女性の参画促進に向けた先進的な取組事例の報告を求め、促進に積極的な事業者等に対して、表彰等を行うものとする。

3 市は、男女共同参画を促進するために、積極的支援を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都留市男女共同参画推進委員会設置条例

(平成 12 年 3 月 24 日 条例第 7 号)

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関として都留市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号について協議し、市長に報告する。

- (1) 都留市の男女共同参画社会の形成に関する事。
- (2) 男女の人権の尊重に関する事。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に係る施策の推進に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、市長が委嘱する委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民部地域環境課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都留市男女共同参画推進会議設置要綱

(平成 16 年 12 月 20 日 訓令第 19 号)

(設置)

第 1 条 都留市における男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するため、都留市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は次に掲げる事項について協議し、市長に報告する。

- (1) 都留市男女共同参画推進計画の策定の総合調整に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市民部長をもって充て、副会長は、教育次長をもって充てる。

3 委員は、部長、市立病院事務局長及び各課等の長をもって充てる。ただし、必要と認めるときは、会長が若干人を指名することができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は推進会議を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、市民部地域環境課において行う。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 16 年 12 月 21 日から施行する。

